別紙

諮問第1582号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成 11 年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「2020 年 12 月 25 日、都立学校に君が代再処分を申し渡しに行った都教委職員2名の旅行命令簿(12月分全て。但し自宅最寄駅と給与号俸は対象外とする。)」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和3年6月25日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「旅費請求内訳書(令和2年12月分)」(以下「本件対象公文書」という。)を対象公文書として特定した。非開示とした部分には、懲戒処分に係る発令を受けた教職員が所属する学校名に係る情報や、発令通知書を交付した教職員の氏名が記載されており、条例7条2号又は6号に該当するため、一部開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年11月18日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年1月17日に実施機関から理由説明書を、同年3月4日、7日、11日及び14日に審査請求人から意見書を収受し、令和5年1月31日(第234回第一部会)から同年6月30日(第238回第一部会)まで、5回の審議を行った。

(2)審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定し、「氏名」欄及び「旅行者」欄(以下併せて「本件非開示情報」という。)は条例7条6号に、旅行月日「令和2年12月25日」に係る「旅行先」欄及び「旅行の経路」欄のうち旅行先の最寄駅に係る情報は同条2号にそれぞれ該当するとして、これらの情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件非開示情報の開示を求める旨主張しているので、 審査会は、本件一部開示決定のうち、本件非開示情報の非開示妥当性について検討するものとする。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、都内の公立学校に勤務する教職員に対し懲戒処分に係る発令通知書の交付を行うために、実施機関職員が出張した際における旅費請求内訳書に記載された旅行者(以下「交付者」という。)の氏名であることが確認された。

審査請求人は、懲戒処分に係る発令通知書の交付業務は公務であるため、公務遂行に当たっての旅行者名については、審査請求人が実施機関に対して別に行った「公共交通機関遅延時における休暇・職免等処理簿の開示請求」において氏名欄が開示された例と同様に開示を求める旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件非開示情報は懲戒処分の発令の態様に係る情報であり、公にすることにより人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

審査会において、実施機関に対し具体的な人事管理事務への支障についての説明を 求めたところ、懲戒処分に係る発令通知書の交付という本件業務の性質上、交付者に 関する情報を公にすることとなると、過去の例より、開示された情報を用いて被処分 者を支援する者が抗議活動に使用したり、交付者と交付者が所属する組織に対して業 務妨害行為を行ったりするおそれがあるとの説明があった。

以上の実施機関の主張については首肯できるものであり、本件非開示情報は、これを公にすることにより、人事管理事務の適正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあることから、条例7条6号に該当すると認められ、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環